

平成30年3月より、年金に関する各種手続きに、マイナンバー「個人番号」が必要になります！



【本人が窓口にお越しになる場合】

1. マイナンバーの確認	
次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認 ①マイナンバーカード ②通知カード ③マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書	
2. 身元（実存）確認	
●次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認 ①マイナンバーカード ②運転免許証、運転経歴証明書 ③住民基本台帳カード（写真付きのもの） ④旅券（パスポート） ⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ⑥在留カード、特別永住者証明書 ⑦官公署などが発行した資格証明書で次に掲げるもの（写真付きのもの）☆ ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証（警備員に関する検定の合格証）	●左記による確認が困難な場合は、次に掲げる書類2つ以上による確認（異なる丸数字の組み合わせが必要） ⑧被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険、介護保険、共済組合） ⑨児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 ⑩住民基本台帳カード（写真付きでないもの） ⑪公的年金（企業年金、基金を除く）の年金証書または恩給証書 ⑫年金手帳 ⑬日本年金機構が交付した通知書（年金額改定通知書、年金振込通知書など）☆ ⑭印鑑登録証明書 ⑮学生証（写真付きのもの）☆ ⑯官公署などが発行した身分証明書（写真付きのもの）☆ ⑰官公署などが発行した資格証明書（写真付きのもので⑦に掲げる書類以外のもの）☆
(備考)・☆印（⑦、⑬、⑮、⑯、⑰）については、氏名、生年月日（または住所）が記載されたものに限る。 ・資格（身分）証明書（官公署などが発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真など、個人を特定する情報を記載、貼付した有効期限内のもの）は原本の提示が必要（写しや画像は不可）。 ・日本年金機構が基礎年金番号・氏名・住所などをあらかじめ印字して本人に交付した届書などについては、当該届書などを使用して届け出を行う場合には、これを身元（実存）確認書類として扱う。	

【本人の代理人が窓口にお越しになる場合】

1. 代理権の確認
●次に掲げる書類による確認 ・法定代理人の場合：戸籍謄本など ・任意代理人の場合：委任状 ●上記による確認が困難な場合は、官公署などから本人に対し一に限り発行・発給された書類（本人の健康保険証など）
2. 代理人の身元（実存）確認
●本人の場合と同じ方法による確認
3. 本人のマイナンバーの確認
●次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認 ①マイナンバーカード ②通知カード ③マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

※各種手続きには、本人確認書類以外にも必要な書類があります。保険年金課または、土浦年金事務所へご確認ください。

問い合わせ先 役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線236）
土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170

「口座振替」と「現金納付」の比較

参考：平成29年度の保険料額による割引額

	割引額		備考
	口座振替	現金納付	
通常の納付（翌月末振替・納付）	0円	0円	
早割（当月末振替）	50円	-	口座振替のみで現金納付にはありません
6カ月前納	1,120円	800円	口座振替は現金納付より320円お得
1年前納	4,150円	3,510円	口座振替は現金納付より640円お得
2年前納	15,640円	14,400円	口座振替は現金納付より1,240円お得

※平成30年度の保険料額は、平成30年2月下旬に告示される予定です。

口座振替の申し込み期限と口座振替日

前納種類	前納期間	申し込み期限	口座振替日
6カ月前納	4月～9月	2月末	4月末
	10月～翌年3月	8月末	10月末
1年前納	4月～翌年3月	2月末	4月末
2年前納	4月～翌々年3月	2月末	4月末

※振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。

※その他、クレジットカードによる納付方法があります。土浦年金事務所にご相談ください。

申し込みは簡単！

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、土浦年金事務所へ郵送、または、土浦年金事務所や口座振替を行う口座のある金融機関の窓口に提出してください。
※「口座振替申出書」は役場保険年金課、年金事務所、日本年金機構ホームページにあります。
申し込み前に、必ず提出期限をご確認ください。また、土浦年金事務所へ郵送で提出される場合は、提出期限内に届くように、余裕を持って投函してください。
なお、翌月末振替と早割（当月末振替）は随時受付しています。

問い合わせ先 土浦年金事務所 国民年金課（〒300-0812 土浦市下高津2-7-29）
☎029-825-1170
自動音声案内に従って【2】のあとに、【2】を押してください。
役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線236）

口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます。
また、口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

国民年金保険料の口座振替について

口座振替の振替方法は、

①通常の納付（翌月末振替）※保険料の割引はありません。

②早割（当月末振替）

※本来の納付期限よりも1カ月早く口座より振替する方法です。

③6カ月前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）

④1年前納（4月～翌々年3月分）

⑤2年前納（4月～翌々年3月分）

右記5種類から自由に選んでお申し込みいただくことができます。

年金情報

あれこれ

国民年金保険料の納付は口座振替での前納・早割が便利でお得です！

保険料を納め忘れると…！

保険料に納め忘れがあると、督促状や催告書が送付され、督促手数料や延滞金が課される場合があります。
また、有効期間が短い短期被保険者証となる場合があり、医療機関などへの受診に不便を来しますので、保険料は忘れず納期限までに納付してください。

問い合わせ先 役場保険年金課 ☎68-2211（内線239）

後期高齢者医療保険に加入している皆さまへ
保険料の納め忘れはありませんか？
後期高齢者医療制度の保険料は、年金からの差し引き（特別徴収）または納付書や口座振替による直接納付（普通徴収）により、個人ごとに納付していただきます。
これまで特別徴収となっていた方でも、保険料の額が増減した場合などに、一時的に普通徴収へ変更になることがあります。また、新たに加入（年齢到達・転入など）となった方も、特別徴収が開始となるまでの間は、普通徴収となります。
このように納付方法が変更される場合がありますので、ご自分の保険料に納め忘れがないか、ご確認ください。